

新しい風

平成 27 年 7 月 10 日発行
 発行責任者 小宮國暉
 事務所 羽村市羽東 1-2-9
 TEL・FAX:042-554-1555

6月定例議会を終えて〔平成26年第2回〕

- ◆ 議会等の活動報告
- ◆ 一般質問 『市政を問う』小宮・高田
- ◆ 本会議審議事項、意見要旨
- ◆ 要望事項について・皆さまの声



議会等の活動報告

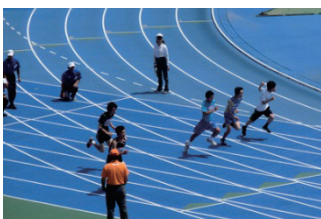
活動日	内 容
6月3日	議会運営委員会（6月定例議会日程・議案・陳情取扱）
6月11日～13日	本会議一般質問（一般質問 初日、小宮3人目、高田5人目）
6月15日	本会議議案審議議決、6月22日補正予算審査特別委員会・経済委員会
6月23日	総務委員会（陳情1件審議議決）、議会運営委員会（追加議案）
6月29日	本会議最終日（陳情・議案審議議決）・議員全員協議会・議会改革委員会 経済委員会（行政視察先等協議）

高田 5/20～22日 一期議員研修

5/26土地開発公社評議員会・学校給食組合議会 5/29三多摩上下水及び道路建設促進協議会

教育・福祉・環境・スポーツ ☆小宮、★高田、○兩名

☆4/6東小入学式 ☆4/7一中入学式 ☆4/4チュリップ保育園入園式 ☆4/18総合体育大会開
 会式 ☆4/29介山忌・ゴルフ連盟総会 ○5//2小作台小セーフティ教室（☆薬物乱用防止教室・羽村
 ライオンズクラブ）★5/4キックベース開会式 ○5/8ゆとろぎ協働運営市民の会事業報告会 ○5/9武
 蔵野小PTA 総会・★三中学校公開、二中PTA 総会 ☆5/17羽村市空手道練成大会 ○5/3 護国
 神社春季例祭 ☆5/7羽村駅東口献血運動協力 ☆5/16明るい社会づくりを進める会総会、
 ○羽村市体育協会総会 ★富士見小PTA 総会 ☆5/13福祉チャリティゴルフ大会 ○5/24市内一斉
 美化・花いっぱい運動 ○5/23東小・小作台小運動会・文化協会10周年総会 ○5/24市内一斉美化・
 花いっぱい運動○5/30富士見小運動会・一中PTA 総会 ★5/30松林小、栄小、運動会 ☆5/31 東
 京都障がい者スポーツ大会（羽村ライオンズクラブ） ☆6/6まつぼっくり保育園完成祝賀会 ★苗取り
 体験・○社協福祉文化祭 環境フェスティバル ○6/7田植え体験（地区委員会）○6/13 羽村市小・中
 PTA 連合会総会 ○6/14 羽村市神社総代会 ★6/17西小示範授業見学 ★6/20小作台小道徳公
 開教室・ホテル観察会 ★6/22中学生交通安全教室 ○6/26 高齢者レクリエーション
 ○6/28 障がい者スポーツ・レクリエーション（☆羽村ライオンズクラブ）





防犯・防災・産業振興・コミュニティ

☆4/4日野自動車桜祭り ☆4/10青梅法人会羽村東西支部総会 ☆4/11本一東寿会総会
☆4/11、12羽村駅西口、六社山車曳き合わせ、さくらまつり ☆5/10福島県人会総会
○5/20商工会総代会 ★5/17小作台西町内会ハイキング ☆5/24西口土地権利者の会総会、
★5/27日野自動車見学 ☆6/3青梅法人会総会 ☆6/4羽村横田友好クラブ総会 ★6/6水道施設見
学 ○6/7住宅デー（東京土建）☆6/9富岡製紙場見学（羽村ライオンズクラブ）○6/13並木心市政
報告会・角野前教育長講演 ☆6/19羽三協定期総会 ★6/21小作台西町内会活動報告会
☆6/28防衛協会総会

～市政を問う～小宮國暉

1. 羽村市版地方創生に向けた今後の施策展開について

要旨 去る2月に成立した、国の平成26年度補正予算第1号において、生活者・事業者への支援と、地方が直面する構造的課題等への実効性のある取り組みを通じ、地方の活性化を図るため、地域住民生活等緊急支援のための交付金が措置された。これを受け、高度成長期以来、市内の産業構造や形態が変化している中、羽村市が将来にわたり活力あるまちとして発展していくにはとの視点から、国の交付金を活用した羽村市版地方創生に向けた、今後の施策展開について質問する。

質問 消費喚起プレミアム商品券発行事業と従来の羽村にぎわい商品券発行事業の違いはどのようなものか。また、消費喚起プレミアム商品券発行事業の実施時期と内容を聞く。

市長 名称を「羽村にぎわい商品券スペシャル」として、本年9月13日の日曜日の販売に向け、準備を進めており、今回は、総額3億3千万円、3万冊を発行する。市内在勤者の購入も可能とし1人あたりの販売額を5万円に拡大し、先行販売の対象を子育て世帯も加えたものにする。

質問 産業力・創業力強化支援事業は、市内企業が今後も地域で事業を継続し、かつ、イノベーションの創出等により、更なる発展につなげていけるようにすることが目的であり、製品開発から販売まで、ビジネスプロセスに沿った切れ目のない支援策をどのように考え、展開していくのか。

市長 企業の経営基盤を強固なものとしていくためには、課題の本質を紐解き、多様な視点に立った支援が必要であると考えており、市では、今回、国の地方創生交付金を活用して、「ビジネスハンズオン支援」、「ICT活用販路開拓支援」、「地域イノベーション創出事業」など、7つの事業を予定している。これらの事業を有効的に組み合わせるとともに、既存の支援施策も活用し、より多様かつ中期的な視点での支援に取り組んでいく。

質問 地域資源を活用した新たな観光イベントや婚活応援イベントの経費が盛り込まれたが、その内容は具現化されたか。商業と観光に携わる方の主体的な関わりが大事と考えるが、イベントの実施に向け、どのような意見が出されているか。

市長 羽村市商工会青年部と市職員が協議しながら、事業の具体的な内容を検討している。イルミネーションを活用したイベントや市内を周遊する婚活応援イベント、多くの人が交流できる飲食スペースの設置などが挙げられている。イベントの運営においては、国の地方創生の趣旨に沿って、「産学官金労言」に関係する地域の若い世代が連携した取り組みにしていきたい。

質問 産業福祉センターは以前の羽村市版事業仕分において、活用の見直しが求められた経緯がある。羽村市内の産業構造や形態にも変化が生じている中、羽村市の活性化に向けた産業振興面(工業、商業、農業、観光業)での包括的母体機能として再生することが必要であると考えるが如何か。



市長 国の地方創生交付金を活用し、創業支援の場、企業の交流の場としての機能強化に取り組んでいく。企業の様々な情報を集約するスペースを設け、地域住民との交流、地域企業同士の交流が促進できるよう工夫を凝らしていく。

質問 補正予算で計上した地方創生事業と、現在策定作業を進めている羽村市の産業振興計画との関係はどのようになるか。また、関係方面から注目されている羽村市産業振興計画の策定作業の進捗状況はどうか。

市長 、地方創生事業を計画に反映させる作業や、「羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画」との整合を図る作業に取り組んでいる。9月の議員全員協議会で報告する。

2. 障害者就労の支援充実に向けて

要旨 障害者就労の現状は、特別支援学校から一般就労への就労が約 24.3 パーセントとなっている一方で、障害福祉サービスから一般企業への就職は、年間 1 パーセントから 3 パーセントにとどまっている。障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスには、就労移行支援事業、就労継続支援事業などがあるが、羽村市障害者就労支援センター エール通信による雇用状況、障害者雇用制度の動き（「障害者雇用促進法」の改正等）や事業報告、また”そよかぜだより”には安心して働き続けられるために職場定着支援の特集が組まれている。羽村市における障害者就労の支援充実は、障害者の働くモチベーションを向上させ、市内での”衣・食・住・労、学”を満たす事につながり、羽村市が掲げている”生涯学習”の視点からも重要な取り組みである。

質問 近隣市で見られるような公共施設を活用し、障害者雇用によるカフェをはじめ、障害者が製造したパンの販売など、羽村市として目に見える形で就労支援を展開してはどうか

市長 公共施設でカフェの設置や販売場所を確保することは、現状難しい。事業者自らが、利用者ニーズや社会ニーズに即応した事業を計画し展開する際に、市は積極的に支援していく。

質問 「障害者雇用納付金制度」が28年度から改正される。障害者の経済的な自立と共に、働くモチベーションを向上させるため、障害者の工賃を引き上げる取り組みが重要である。

市長 国は就労継続支援B型事業所等での工賃水準を向上させる取り組みとして工賃向上計画支援を掲げている。市は福祉的就労を実施する事業所へ支援を行っており、「障害者優先調達推進法」に基づく羽村市障害者就労施設等からの物品等の調達や、就労継続支援事業等を提供する事業者の運営費の一部を補助するなどの支援を行っている。

質問 障害者就労施設（スマイル工房）は建物、設備とも老朽化し、急斜面に建っている。至急新設地を確保し、環境改善をすべきである。
（前より要請済み）

市長 建物は国庫補助金等を活用して社会福祉法人による建築が可能。市有地等の土地の確保を社会福祉法人（そよかぜ）と協議中。



障害者就労施設スマイル工房

3、羽村市の文化財保護施策について

要旨、近年、富士山や富岡製紙場の世界文化遺産登録などと共に、羽村の堰、投げ渡しが土木建造物遺産として登録されたこともあり、文化財に対する市民の意識が高くなってきている。

羽村市は、市が指定したものに限って平成17年に文化財保護に関する条例改正、施行規則を定めている。埋蔵文化財についても教育委員会として平成24年に「埋蔵文化財保護の手引き（改訂版その5）」を発行している。羽村市の文化財に関する保護、維持保全管理（ストックマネージメント）についての現状や課題について以下質問する。

質問 羽村学、郷土愛を育む子ども達への教材として、また観光案内パンフレットにも活用できるもの（仮称）『羽村の歴史文化を知る』マップ、しおりを作成し配布したら。



教育長 「はむら文化財みて歩き」というマップ形式のパンフレットを一部100円で有償頒布しており、市内全域の文化財巡りなどに活用いただいています。また、特に要望の多い、羽村駅、まいまいず井戸から羽村堰を経て、郷土博物館に至るコースについては、さらに詳細な情報を掲載した、リーフレット原稿を用意し、希望者や、団体見学の皆様に事前にメール等で提供しているほか、要望により学芸員等が説明者として同行しての案内も行っている。

質問 市内の文化財については、文化財説明板が設置され、市民の理解の促進が図られていると承知しているが、現在の設置数はどのくらいかまた古くなって見にくくなっている。取換え等の対策が急務と考える。

教育長 現在、市内53カ所に設置されています。状態の悪いものから毎年2～3カ所ずつ更新。説明文の内容なども最新の情報になるよう見直し、羽村市文化財保護審議会の確認を経た上で交換していきます。



羽東一丁目交差点にある「旧井戸の史跡」

質問 以前、議会で市内の寺社に対する防火対策の要請したが、現状はどうなっているか。

教育長 昨年度の補助事業として実施した松本神社を最後に、市指定文化財となっている寺社の指定建築物については、すべて自動火災報知機を設置いたしました。

～市政を問う～高田和登

1. 「防災マップはむら」の普及について

要旨 2014年12月に発行した「防災マップはむら」をさらに活用するための施策として、小中学校の児童・生徒に「防災教育」及び「羽村学」の副教材として無償配布すべきと考える。

質問 「防災マップはむら」を学校の副教材として活用できないか。

市長 災害対策基本法では、災害予防の考え方から地方公共団体を含めた各防災機関における防災教育の実施を規定している。市では中学校2年生全員が総合防災訓練に参加し、配慮を要する方々の安否確認訓練や避難所開設訓練などの実践的な訓練を授業の一環として実施しており、防災マップを小中学校の副教材として取り扱うことや学校から家庭への取り組みなどについては、それらの中で検討する。

2. 羽村市総合防災訓練について

要旨 若い世代の参加を促進するため、すべての市内の小中学校や幼稚園などに参加を呼びかけるべきと考える。

質問 市内のすべての高校や幼稚園・保育園・認証保育所・認定こども園などに保護者同伴での参加を市は積極的に呼びかけを行うべきではないか

市長 防災訓練の積み重ねにより、災害時の被害を最小限に食い止めることは重要なので、小学生を含め、教育委員会、児童福祉施設等、関係機関と連携し、全市民を対象とした防災訓練の参加促進に努めていきたいと考えている。

3. AEDの普及について

要旨 AED（自動体外式除細動器）は人命救助の道具として、設置数の増加、講習会の実施、設置場所の工夫が必要と考える。

質問 羽村市内にあるAED（自動体外式除細動器）の設置数と、そのうち、真夜中（例えば午前3時）でも利用可能なAEDの設置数はいくつあるか。

市長 市内でAEDを設置している公共施設等は49施設である。

また、公共施設以外では一般財団法人日本救急医療財団に登録している44事業所の計93施設を把握しているが、それ以外に独自に設置している事業所などは把握していない。なお、その内、真夜中に使用が可能と考えられる施設は、福生消防署羽村出張所や交番など9施設となっている。



質問 AED操作方法の講習会の開催数・受講市民数を問う。

市長 平成26年中の講習会は、事業所や町内会など合計60回開催され、市民等の参加者は、2千2人と聞いている。

質問 AED操作方法の講習会を町内会行事として実施した事例があり、町内会連合会に働きかけ、他の町内会・自治会での実施を促進する考えはないか。

市長 羽村市町内会連合会では、平成17年からの防災リーダー講習会の中で救命技能講習として、AED講習を受講し、今までに総勢665人の普通救命講習の修了者を育成し、修了者に対して、東京消防庁から救命技能認定証が交付されている。また、町内会・自治会での実施促進については、自主防災組織が独自に実施する防災訓練の中で実施できるように支援することで、応急救護等に関する基本的な知識や心構えを学び、自主防災力の向上につながるよう取り組んでいく。

質問 AEDの設置場所について講習会で「AEDがどこに設置してあるかがわからない。」との指摘が市民からあった。AEDの設置場所の周知方法を問う。

市長 市内公共施設へのAED設置場所は、防災情報を掲載した防災マップや羽村市町内会連合会で作成している地域の防災マップに表示し、その周知を図っており、広報はむらや市公式サイトを通じた周知にも努めている。

質問 AEDの設置箇所として最も適しているのは、24時間営業の「コンビニエンスストア」と考える。全市内の「コンビニエンスストア」にAEDの設置を要請する考えはないか。

市長 コンビニエンスストアなどへのAED設置については、多くの人が入り出りする場所であることから有効であるので、公共施設等への設置数が少ない地区や夜間における対応などを確認しながら検討していく。

4. 旧町営住宅跡地を暫定整備した小作台5丁目広場の活用

要旨 小作台5丁目にある旧町営住宅跡地が、暫定整備され、近隣住民に活発に利用されている。しかし、様々な具体的な要請も数多く出ている。

質問 「公共施設等総合管理計画」に利用者の声を反映させるべきであると考えられるか。

市長 平成28年3月末までに策定予定の「公共施設等総合管理計画」で、利用者の皆様の意見は、検討委員会、懇談会及び意見公募手続きを行う中で聴取し策定作業の際の参考として活用していく。



小作台5丁目広場

区分	委員会	議案番号	案 件 名	採択・賛否	
				新しい風	全体
陳情	総務	1号	人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情書	趣旨採択	
市長提出議案		41号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の伴う関係条例の整備に関する条例	賛成	可決
		42号	羽村市介護保険条例の一部を改正する条例	賛成	可決
		49号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	賛成	可決
	補正予算	43～48号	平成26年度羽村市一般会計予算、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、福生都市計画事業会計、下水道事業会計、水道事業会計	賛成	可決
議員提出議案		第7号	羽村市議会委員会条例の一部を改正する条例	賛成	可決
		第8号	地方財政の充実強化を求める意見書	賛成	可決
		第9号	安全保障法案の慎重審議を求める決議	反対	否決

議案第41号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の伴う関係条例の整備に関する条例について

教育委員会制度改正のポイント（27年4月1日）

- ①教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置
- ②教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化
- ③すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置
- ④教育に関する大綱を首長（市長）が策定

議員提出議案第9号

『安全保障法案の慎重審議を求める決議』に反対としての意見（小宮國暉）

日本の安全保障は敗戦後の歴代内閣によって築かれ、その原点は平和憲法がもとになっていると言える。しかしながら自衛権を如何にして確保し、国民を守っていくかという課題は、たえず国民の負託を受けた歴代内閣の最重要課題となりました。集団的自衛権をめぐる論争はめまぐるしく変わる国際情勢のもとに民主党政権時代を含む歴代内閣にはなしえなかった、先送りされた課題に、安部内閣としてぎりぎりの選択を迫られたといえると思います。このことは過去に自衛隊イラク派遣の現場において、軍事力の行使なくして自衛隊員の生命を如何に守るかといった、大きな課題に直面した際などにも論争となりました。現場一線での自衛官が直面する危険・危機に国としてしっかりと守ることは論議を待つまでもありません。それ故国会会期を大幅に延長し法案審議を尽くす姿勢が明らかになっております。羽村市議会に提出された決議案には、この法案が憲法9条に違反し、「日本を海外で戦争をする国」へと変貌させる重大な問題を持つとの認識にたっており、決議案提出者（同賛同者）は“「慎重審議を求める」以前よりこの法案に反対である”との姿勢は明らかであります。市議会はまづ自らの羽村市のことに傾注すべきであり、国会の与党、野党の論争をそのまま市議会に持ち込み、市議会の名のもとに「決議」をすることには無理があると考えます。

以上の事由により国民より負託を受けた国会での権能を十分尊重し、その審議過程を注視することは当然ながら、羽村市議会として本決議をすることは適当でなく賛成できません。

提出・賛成議員 鈴木 門間 濱中（順） 馳平、大塚 水野、山崎 各7議員

決議案反対議員 小宮、高田、橋本、瀧島、濱中（俊）富松 印南 西川 中島 富永 各10議員

議会改革提案事項 会派名 新しい風 (6月24日)

提案事項	提案理由
○ 議会条例の制定	日の出町、あきるの市が制定した。条例の年度内制定に向けて、総務委員会または、専任委員会としての作業部会を設けて、早急に実施にむけて動く必要がある。
○ 議場正面壁部分に国旗と羽村市旗の掲示	過去に行政視察に訪問した市庁舎内において、多くの議場に国旗、市旗の掲示が見受けられた。また2年ほど前の <u>全国市議会旬報</u> のなかにも国旗の掲示を勧める記事があったこと。
○ 議長、副議長の選挙を本会議場で行う	議会条例のなかに議長、副議長の任期を定め、臨時議会(本会議)において選出することを盛り込む。文字通り開かれた議会として、市民に選挙状況をオープンにする。
○ 会派控室の見直し	会派控室のあり方を抜本的に見直して、4年(2年)ごとに変動する会派名、所属議員数に応じて、現在の使われ方、特定会派が使用している応接室の使い方を含めて、少額の費用で、簡単に対処できるようにする。 (8年前に問題提起済)
○ 議会報告会の開催(行政視察報告)	○過去4年前まで常任委員会での行政視察報告が、コミュニセンターで開かれていた経緯がある、現在、議会だよりでの報告は市民へのアピールが弱く、内容も含め再度見直す必要がある。

皆様の声

要望事項が実現されました

○玉川町1丁目5番附近、土手上の危険な道路が改善されました。



早期実現を目指して

- 羽村駅舎自由通路拡幅工事設計実施、工事は29年3月完成予定
- あさひ公園・駐車場施設(ふじ棚)鉄製枠組みの塗装措置(28年3月までに実施)
- 動物公園の周囲鉄製外柵の取換え(予算財源検討中)
- 高齢者が多く利用するコミュニセンターの3階ホールへの急な階段部分に手すりの設置。

○町内会館の建物補修・施設整備等

- ★本町会館(建物老朽化、未耐震、外壁等補修他) ★緑ヶ丘2丁目会館(改築2階建てに)
- ★小作台西会館(高齢化に対応、集会室を1階に、1階の図書室移動等見直し検討)

“新しい風を明日のはむらに” ご意見ご要望お待ちしております

小宮國暉 事務所羽東 1-2-9

電話・FAX : 042-554-1555
 携帯電話 : 070-5594-7198
 E-mail : k.komiya@t-net.ne.jp

高田和登 事務所小作台 3-15-3

電話・FAX : 042-555-4700
 携帯電話 : 080-6860-1211
 E-mail : takadakazuto@gmail.com